

## 第4部 特殊災害



# 第1章 海上災害等対策

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者の発生又は油等の大量排出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等の発生といった海上災害に対し、防災関係機関がとるべき対策を定める。

## 第1節 予防対策

【関係機関：鹿児島海上保安部・鹿児島中央警察署・十島村漁業協同組合・各関係機関】

【十島村：総務課・消防団】

### 第1 海上災害対策（排出油対策は除く）

#### 1 災害情報の収集・連絡体制の整備

- (1) 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制を整備する。
- (2) 災害時における緊急連絡体制を確保するため、平常時から通信設備の整備、充実に努める。

「第2部 第2章 第2節 通信・広報体制の整備計画」参照

#### 2 防災組織の整備

- (1) 応急活動実施体制の整備
- (2) 防災組織相互の連携体制の整備
- (3) 広域応援体制の整備

#### 3 防災資器材の整備

大規模な海難等の事故が発生した場合に、捜索、救助・救急活動を迅速かつ的確に実施するため、防災資器材の整備に努める。

#### 4 医療活動体制の整備

「第2部 第2章 第9節 医療体制の整備」参照

#### 5 緊急輸送活動の整備

「第2部 第2章 第7節 交通確保体制の整備」参照

#### 6 防災訓練の実施

海上保安部等国の機関、消防団及び警察等をはじめとする県及び村、その他の防災関係機関は、大規模な海難を想定の上相互に連携した訓練を実施するものとする。

### 第2 海上排出油等災害対策

#### 1 災害情報の収集・連絡体制の整備

- (1) 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制を整備する。
- (2) 災害時における緊急連絡体制を確保するため、平常時から通信設備の整備、充実に努める。

「第2部 第2章 第2節 通信・広報体制の整備計画」参照

## 2 防災組織の整備

- (1) 応急活動実施体制の整備
- (2) 防災組織相互の連携体制の整備
- (3) 広域応援体制の整備

## 3 防災資器材の整備

大量の流出に備え、資器材の整備に努める。

また、災害時に必要な資器材の把握、要請、輸送、管理等について関係機関で十分協議し、資器材を保有する機関や事業者からの調達が円滑に行える体制を整備する。

## 4 医療活動体制の整備

「第2部 第2章 第9節 医療体制の整備」参照

## 5 緊急輸送活動の整備

「第2部 第2章 第7節 交通確保体制の整備」参照

## 6 防災訓練の実施・連絡会議の設置

### (1) 防災訓練

関係機関は、協力して、流出油災害を想定した訓練を行うものとする。

### (2) 連絡会議の設置

関係機関は、本計画の円滑な推進を図るため、原則として毎年1回連絡会議を開催する。

なお、防災資器材及び沿岸施設等の現況を相互に確認するとともに、災害の予防対策についても協議するものとする。

## 第2節 応急対策

**【関係機関：鹿児島県・鹿児島海上保安部・鹿児島中央警察署・十島村漁業協同組合・各関係機関】**

**【十島村：住民課・総務課・消防団】**

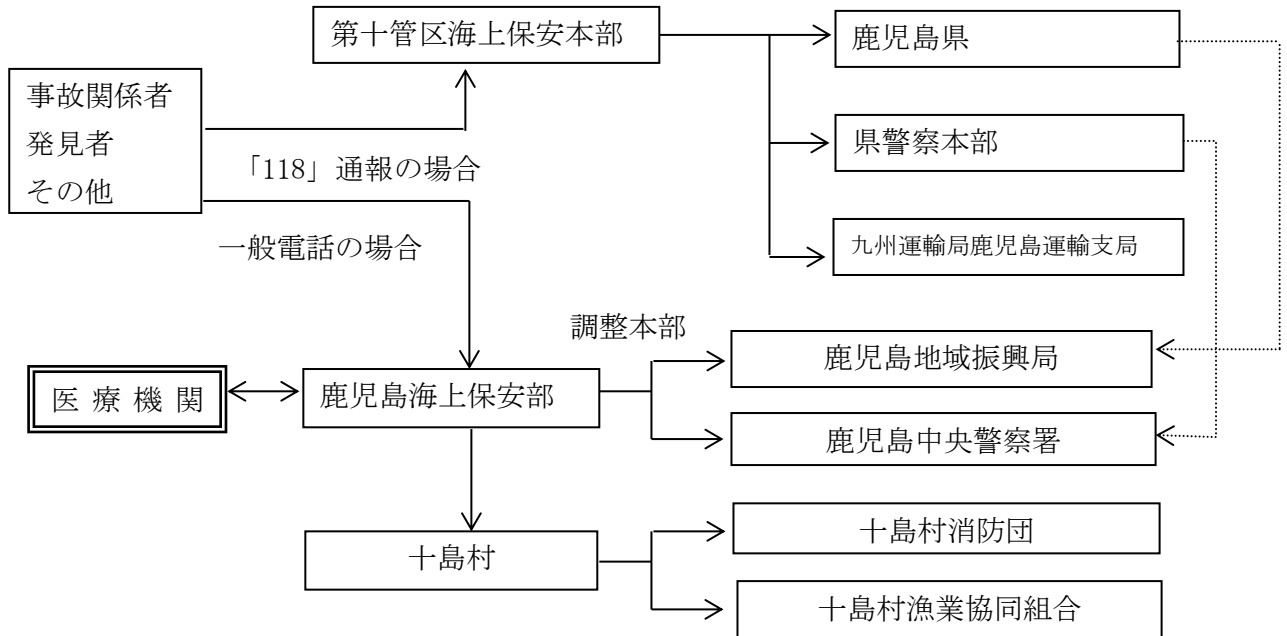
### 第1 海上災害対策（排出油対策は除く）

#### 1 海上災害応急対策連絡調整本部の設置

- (1) 鹿児島海上保安部に海上災害応急対策連絡調整本部（以下「調整本部」という。）を設置する。

- (2) 調整本部が設置された場合、関係機関の長は、調整本部に防災責任者を派遣し、相互の連絡を密にして対策の調整を図るものとし、その連絡体制は次のとおりとする。

発災現場



## 2 実施事項

各関係機関の実施事項は、以下のとおりである。

関係機関	実施事項
鹿兒島海上保安部	(1) 巡視船艇・航空機の出動及び救助活動 (2) 緊急輸送 (3) 情報の収集 (4) 海上交通安全の確保 (5) 通信の確保 (6) 治安の確保 (7) 広報
警察	(1) 警備艇等を使用した海上災害応急対策の実施 (2) 調整本部における調整事項の実施 (3) その他の災害応急対策
消防団	(1) 負傷者等の搬送体制の実施 (2) 調整本部における調整事項の実施 (3) その他の災害応急対策
鹿兒島県及び十島村	(1) 海上災害応急対策の実施(被災者の救助、医療、輸送、感染症予防及び保護等) (2) 調整本部における調整事項の実施 (3) その他の災害応急対策
その他の関係機関・団体	(1) 海上災害応急対策の実施 (2) 調整本部における調整事項の実施 (3) その他の災害応急対策

### 3 被害情報等の連絡

#### (1) 関係事業者等

海上災害が発生した場合又は発生する恐れのある場合、船舶乗務員及び関係事業者等は、事故発生の状況、被害状況等を速やかに鹿児島海上保安部に連絡する。

#### (2) 海上保安部

ア 海上災害が発生した場合又は発生する恐れがある場合、海上保安部は県、村、警察等防災関係機関に連絡する。

イ 海上保安部は、必要に応じ巡視船艇、航空機等による目視、写真撮影等による情報収集を行い、被害規模の把握を行うものとする。

ウ 海上保安部は、被害の状況、活動体制、応急対策の活動状況を防災関係機関に連絡する。

#### (3) 県

ア 県は、海上保安部から受けた情報を村、防災関係機関へ連絡する。

イ 県は、村等から人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの情報を直ちに消防庁に報告するとともに、必要に応じ関係省庁に連絡する。また、警察は被害に関する情報を把握し、これを警察庁に報告する。

#### (4) 村

村は、当該区域内に被害が発生したときは、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの被害情報を県に報告する。

### 4 捜索・救助救急活動

(1) 船舶の事故が発生したときは、海上保安部、警察等は、船舶及び航空機など多様な手段を活用し、相互に連携して捜索を実施するものとする。

(2) 事故関係事業者は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努めるとともに、救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力するものとする。

(3) 捜索にあたり、風や波高、天気などの気象データの提供を鹿児島地方气象台に依頼する。

### 5 消火活動

海上保安部等による消火活動(船舶火災)

(1) 海上保安部は、船舶の火災を認知した場合は、相互に直ちにその旨を通報するものとする。

(2) 関係事業者、防災組織等は、速やかに火災の発生状況を把握のうえ関係先に速報するとともに、迅速に消火活動を行うものとする

(3) 海上保安部は、速やかに火災発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

## 第2 海上排出油等災害対策

### 1 海上排出油等応急対策連絡調整本部の設置

- (1) 鹿児島海上保安部に海上排出油等応急対策連絡調整本部(以下「調整本部」という。)を設置する。
- (2) 調整本部が設置された場合、関係機関の長は、調整本部に防災責任者を派遣し、相互の連絡を密にして対策の調整を図るものとし、その連絡体制「第1 海上災害対策(排出油対策は除く) 1 海上災害応急対策連絡調整本部の設置(2)」記載の体制に準ずる。

### 2 実施事項

各関係機関の実施事項は、以下のとおりである。

関係機関	実施事項
鹿児島 海上保安部	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 油等汚染状況の調査・確認</li> <li>(2) 油等汚染発生の情報の通報</li> <li>(3) 油等防除措置義務者に対する措置</li> <li>(4) 緊急的油等防除措置</li> <li>(5) 関係行政機関等に対する油等防除措置の要請</li> <li>(6) 海上交通安全の確保及び危険防止措置</li> </ol>
鹿児島県	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 隣接自治体等に対する情報の伝達及び応急対策上必要な指示</li> <li>(2) 回収油の処分の連絡調整</li> <li>(3) 漂着油の回収状況の把握</li> <li>(4) 漁業被害等の取りまとめ</li> <li>(5) 応急対策物資のあっせん、調達・輸送の協力</li> <li>(6) 応援要請、その他の応急措置</li> <li>(7) その他海上保安部の行う応急対策への協力</li> </ol>
鹿児島 中央警察署	<p>「第3部第1章第8節 災害警備体制」によるほか、次の事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 警備艇による油等の流出海面のパトロール、他船舶又は陸上からの火気、可燃物の投棄等危険行為の警戒取締り</li> <li>(2) 危険防止又は民心安定のための広報活動</li> </ol>
十島村	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 漂着油等の状況把握</li> <li>(2) 沿岸住民に対する災害情報の周知、広報</li> <li>(3) 〃 火気使用の制限、危険防止のための措置</li> <li>(4) 沿岸及び地先海面の警戒</li> <li>(5) 沿岸住民に対する避難の勧告又は指示</li> <li>(6) ふ頭又は岸壁にけい留中の船舶の火災の消火活動及び延焼防止</li> <li>(7) 沿岸地域の火災の消火活動及び延焼防止</li> <li>(8) 漂着油等の除去措置</li> <li>(9) 回収した油等の処分</li> </ol>

関係機関	実施事項
	(10) 海上保安部等関係機関からの要請に対する排出油等防除資器材等の協力 (11) その他海上保安部の行う応急対策への協力
事故関係企業	自主かつ積極的な、 (1) 遭難船舶乗組員の人命救助 (2) 遭難船舶の破損個所の修理、積荷油等の他の油槽又は船舶への移し替え、流出防止作業、消火作業及び安全海域への移動等 (3) オイルフェンスの展張等による拡散防止、流出油の回収及び油処理剤の散布による油の処理 (4) 防災資器材の調達及び輸送
関係漁協、その他の関係機関、団体	関連情報の収集・共有に努め、自ら防災対策を講ずるとともに、他の機関から協力を求められた場合及び状況により必要と認められた場合は、海上保安部署、その他関係機関の応急対策に協力するものとする。

### 3 被害情報等の連絡

#### (1) 関係事業者

海上排出油等災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合、関係事業者等は、事故発生状況、被害状況等を速やかに海上保安部に連絡する。

#### (2) 海上保安本部

ア 海上災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、海上保安本部等は、県、村、消防団、警察等防災関係機関に連絡する。

イ 鹿児島海上保安部は、必要に応じ巡視船艇、航空機等による目視、写真撮影等による情報収集を行い、被害の状況等を把握のうえ、その状況、活動体制、応急対策の活動状況を防災関係機関に連絡する。

#### (3) 県

ア 県は、海上保安本部等から受けた情報を村、防災関係機関へ連絡する。

イ 県は、村から人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの情報を直ちに消防庁に報告するとともに、必要に応じ関係省庁に連絡する。

また、警察は、被害に関する情報を把握し、これを警察庁に連絡する。

#### (4) 村

村は、当該区域内に被害が発生したときは、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの被害情報を県に報告する。



#### 4 一般船舶・沿岸住民等への周知

##### (1) 一般船舶への周知

防災関係機関は、災害が発生し、又はその波及が予想される場合は、海上における船舶の安全を図るため、災害の状況並びに安全措置について、一般船舶に対し巡視船艇（航空機及び警察艇を含む）の拡声器による放送、無線通信及び船舶電話等の手段により周知に努めるものとする。

##### (2) 沿岸住民等への周知

防災関係機関は、災害が発生し、沿岸住民及び施設等に波及し、又は波及することが予想される場合、人心の安定と施設の安全措置を図るため、防災行政無線、広報車等の手段により周知に努めるものとする。

#### 5 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

「第3部 第2章 第9節 緊急輸送」参照

#### 6 応急対策資器材の状況

各機関・事業所別資器材保有状況  
別紙

## 第2章 道路事故対策

道路建造物の被災等による多数の死傷者の発生といった大規模な道路災害に対し、防災関係機関がとるべき対策を定める。

### 第1節 予防対策

【関係機関：九州地方整備局・鹿児島県・鹿児島中央警察署・各関係機関】

【十 島 村：土木交通課・消防団】

#### 第1 道路施設の整備

道路は、災害時の消防、救出、避難、医療、救援活動の際、重要な交通手段・輸送経路の役割を果たすことになるため、国、県、村等の各道路管理者は、既存道路施設等の安全化を基本に、以下の防災、耐震対策等に努める。

##### 1 所管道路の防災対策工事

道路機能を確保するため、所管道路については、道路防災総点検等に基づき、対策が必要な箇所について、法面の補強等の防災対策工事を促進する。

##### 2 所管道路の橋梁における耐震対策工事

所管道路における橋梁の機能を確保するため、各管理者においては、橋梁定期点検等に基づき、対策が必要な橋梁について、架替、補強、落橋防止装置等の対策工事を実施する。

#### 第2 緊急輸送道路ネットワークの形成

風水害等の災害時に、救助、救急、医療、消防活動に要する人員や、救援物資等の輸送活動を円滑かつ確実に実施するため、道路はネットワークとして機能することが重要である。

このため、道路管理者においては、防災拠点間（又は、防災拠点へのアクセス道路）について、多重化、代替性を考慮した緊急輸送道路ネットワークを形成し、これらの道路の拡幅、バイパスの整備等、防災対策を推進する。

#### 第3 道路啓開用資機材の整備

道路管理者は、事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、災害時の緊急輸送路としての機能を確保できるよう、レッカー車、クレーン車、工作車等の道路啓開用資機材の確保の体制を整える。

#### 第4 情報の収集・連絡手段の整備等

##### 1 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制を整備する。

- 2 災害時における緊急連絡体制を確保するため、平常時から通信設備の整備、充実に努める。

「第2部 第2章 第2節 通信・広報体制の整備計画」参照

## 第5 防災組織の整備

- 1 応急活動実施体制の整備
- 2 防災組織相互の連携体制の整備

「第2部 第2章 第1節 防災組織の整備」参照

## 第6 防災訓練の実施

- 1 事故発生時機関相互の連携が的確になされるよう、防災訓練を実施する。
- 2 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

## 第2節 応急対策

【関係機関：九州地方整備局・鹿児島県・鹿児島中央警察署・各関係機関】

【十島村：土木交通課・消防団】

### 第1 活動体制

- 1 事故災害復旧対策本部等の設置  
村内において大規模な道路事故等により、重大な災害が発生した場合は、村は災害対策本部を設置し、総合的な災害応急対策を実施する。
- 2 通信連絡体制  
各道路管理者は、事故情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡体制を整えるとともに、消防団、警察関係機関との連絡を密にする。
- 3 被害情報等の報告
  - (1) 道路管理者  
大規模な道路災害が発生した場合、速やかに県、消防団及び警察に事故の状況、被害の状況等を連絡するものとする。
  - (2) 県
    - ア 県は、道路管理者等から受けた情報を村、防災関係機関へ連絡する。
    - イ 県は、村から人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの情報を直ちに消防庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁に連絡する。  
また、警察は、被害に関する情報を把握し、これを警察庁に連絡する。
  - (3) 村

村は、当該区域内に被害が発生したときは、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの被害情報を県に報告する。

## 第2 発生時の初動体制

### 1 救助・救急

道路管理者は、事故が発生した場合は、人命の救助・救急を最優先とし、消防団、警察等関係機関との連携を密にし、人命の救助・救急活動を行うものとする。

### 2 交通規制

道路管理者は、事故が発生した場合は、二次災害の防止及び施設の安全確保と輸送の確保を行うために、必要に応じて交通規制を行う。また、道路管理者は、道路の交通規制の措置を講じた場合には、関係機関や道路交通情報センターに連絡し、一般住民等への情報提供を行うとともに、迂回路等の案内表示を行い交通障害の解消に努める。

「第3部 第2章 第8節 交通確保・規制」参照

## 第3 広域的な応援体制

「第3部 第1章 第4節 広域応援体制」参照

## 第4 避難誘導

道路管理者は、事故が発生した場合は、二次災害の防止及び施設の安全確保と輸送の確保を行うため、消防団、警察等関係機関との連携を密にし、歩行者、運転者等の避難誘導を行う。

## 第5 被災関係者等へ迅速な情報の提供等

道路管理者は、被災者の家族等に対して事故災害及び救出作業に係る情報を可能な限り提供する。

## 第6 復旧活動

道路管理者は、事故が発生した場合は、輸送の確保を行うため速やかに復旧活動を行うものとする。

## 第3章 危険物等災害対策

石油類等の危険物、高圧ガス、火薬類、電気、毒物劇物の漏えい、流出、火災、爆発、飛散等による多数の死傷者等の発生といった大規模な危険物等災害に対し、防災関係機関がとるべき対策を定める。

### 第1節 予防対策

**【関係機関：消防団・各危険物施設管理者】**

#### 第1 危険物等災害の防止

##### 1 危険物施設の状況

本村の危険物施設は次項のとおりとなっている。

台帳 番号	島名	施設の区分	危険物の類			最大 数量	指定数量 の倍数	設置場所	備考
			類別	品名	物品名				
⑩	口之島	移送取扱所	4	3	重油	4	2	口之島西之浜 3-6～西之浜漁港敷地内	
26	口之島	屋外タンク貯蔵所	4	3	重油	30	15	口之島西之浜 3-6	九州電力(株)口之島発電所
27	口之島	屋外タンク貯蔵所	4	3	重油	30	15	口之島西之浜 3-6	九州電力(株)口之島発電所
40	口之島	屋外タンク貯蔵所	4	3	重油	20	10	口之島西之浜 4-12	九州電力(株)口之島発電所
31	口之島	地下タンク貯蔵所	4	2	軽油	12	12	口之島	口之島電源舎
33	口之島	地下タンク貯蔵所	4	2	軽油	60	60	口之島牧内 191-3	口之島無線中継所
41	口之島	給油取扱所(船舶)	4	3	重油	6	3	口之島西之浜 1	口之島漁船燃料給油施設
6	中之島	屋外タンク貯蔵所	4	3	重油	20	10	中之島ケブシ 79-1	九州電力(株)中之島発電所
16	中之島	屋外タンク貯蔵所	4	3	重油	25	12.5	中之島ケブシ 79-1	九州電力(株)中之島発電所
17	中之島	屋外タンク貯蔵所	4	3	重油	25	12.5	中之島ケブシ 79-1	九州電力(株)中之島発電所
18	中之島	移送取扱所	4	3	重油	3	1.5	中之島ケブシ 791-1～中之島港防波堤	
3	中之島	地下タンク貯蔵所	4	2	軽油	4	4	中之島落し	NTT 中之島無線中継所
20	諏訪之瀬島	屋外タンク貯蔵所	4	3	重油	5	2.5	諏訪之瀬島幣崎原 105-2	九州電力(株)諏訪之瀬島発電所
37	諏訪之瀬島	屋外タンク貯蔵所	4	3	重油	10	5	諏訪之瀬島幣崎原 105-2	九州電力(株)諏訪之瀬島発電所
19	平島	屋外タンク貯蔵所	4	3	重油	5	2.5	平島大田 295-3	九州電力(株)平島発電所
35	平島	屋外タンク貯蔵所	4	3	重油	20	10	平島大田 295-3	九州電力(株)平島発電所
8	悪石島	屋外タンク貯蔵所	4	3	重油	5	2.5	悪石島浜道 108-15	九州電力(株)悪石島発電所
38	悪石島	屋外タンク貯蔵所	4	3	重油	10	5	悪石島浜道 108-15	九州電力(株)悪石島発電所
2	悪石島	地下タンク貯蔵所	4	2	軽油	60	60	悪石島安浦	NTT 悪石島無線中継所
21	小宝島	屋外タンク貯蔵所	4	3	重油	5	2.5	小宝島城之前 106-25	九州電力(株)小宝島発電所
39	小宝島	屋外タンク貯蔵所	4	3	重油	10	5	小宝島城之前 106-25	九州電力(株)小宝島発電所
5	宝島	屋外タンク貯蔵所	4	3	重油	20	10	宝島字サルカキ 1603-2	九州電力(株)宝島発電所
11	宝島	移送取扱所	4	3	重油	3	1.5	宝島坂元 151-2～宝島前籠港敷地内	
13	宝島	屋外タンク貯蔵所	4	3	重油	25	12.5	宝島坂元 151-2	九州電力(株)宝島発電所
14	宝島	屋外タンク貯蔵所	4	3	重油	25	12.5	宝島坂元 151-2	九州電力(株)宝島発電所
32	宝島	地下タンク貯蔵所	4	2	軽油	12	12	宝島サルカキ 1606-2	宝島無線中継所
34	宝島	地下タンク貯蔵所	4	2	軽油	60	60	宝島ウキン 2074-2	宝島電源舎

## 2 危険物の災害防止

### (1) 危険物災害の防止対策の実施状況

#### ア 危険物施設等の保安監督・指導

県及び村は、消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者等に対し、自主防災体制の確立、危険物保安監督者等の適正な配置及び従事者等に対する教育を計画的に実施するよう指導し、当該危険物施設等に対する保安の確保に努めさせるとともに、消防法の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

#### イ 危険物取扱者への保安教育の徹底

県は、危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所において、取扱作業に従事する危険物取扱者に対して、消防法に基づき取扱作業の保安に関する講習を実施する。

### (2) 危険物災害の防止対策の実施方策

危険物による災害防止のため、知事又は村長は、消防法に基づき、次の予防措置を講ずるものとする。

#### ア 立入検査等の実施

(ア) 危険物施設の施工中又は完成時に検査を実施する。

(イ) 危険物施設の定期的な検査を実施する。

(ウ) 危険物の移送、運搬中の事故防止を図るため、タンクローリー（移動タンク貯蔵所）等の路上検査を実施する。

#### イ 定期的自主検査の指導

危険物施設の所有者、管理者または占有者に対し、法の規定に基づく定期的自主検査の実施を指導する。

#### ウ 危険物取扱者への保安教育等の実施

危険物施設に従事している危険物取扱者に対し、取扱作業の保安に関する講習を実施する。

#### エ 事業所における保安教育等の実施

ウによる講習のほか、事業所が自ら予防規定を策定し、従業員に対する保安教育や、災害時の措置等を徹底させるよう指導する。

#### オ 消費者保安対策

セルフ式給油取扱所等、消費者が直接危険物を取り扱う場合の保安対策として、その取扱方法、注意事項等の周知徹底を図る。

## 第2 災害応急対策への備え

### 1 災害情報の収集・連絡手段の整備等

(1) 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行なうための体制を整備する。

(2) 災害時における緊急連絡体制を確保するため、平常時から通信設備の整備、充実に努める。

「第2部 第2章 第2節 通信・広報体制の整備計画」参照

## 2 防災組織の整備

- (1) 応急活動実施体制の整備
- (2) 防災組織相互の連携体制の整備
- (3) 広域応援体制の整備

「第2部 第2章 第1節 防災組織の整備」参照

## 3 救助・救急、医療及び消火活動の整備

- (1) 救助・救急活動の整備

「第2部 第2章 第6節 救助・救急体制の整備」参照

- (2) 医療活動の整備

「第2部 第2章 第9節 医療体制の整備」参照

- (3) 消火活動の整備

「第2部 第2章 第4節 消防体制の整備」参照

## 4 緊急輸送活動の整備

「第2部 第2章 第7節 交通確保体制の整備」参照

## 5 避難活動の整備

「第2部 第2章 第5節 避難体制の整備」参照

## 6 防災訓練の実施

- (1) 事故発生時機関相互の連携が的確になされるよう、防災訓練を実施する。
- (2) 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

## 第2節 応急対策

**【関係機関：鹿児島県・鹿児島中央警察署・各危険物施設管理者】**

**【十島村：総務課・消防団】**

### 第1 危険物等の対策

危険物等取扱機関の管理者等は関係法令により定められた災害予防規定及び従事者に対する保安教育計画等によるほか、次により災害時における保安対策を実施する。

#### 1 石油の保安対策

危険施設等の管理者の措置は、危険物施設の種類及び取扱い貯蔵する危険物の種類及び災害の種類規模等によって異なるが、概ね次の区分に応じて措置する。

- (1) 災害が発生するおそれのある場合の措置

ア 情報及び警報等を確実に把握する。

イ 消防施設(ここでいう消防施設とは、各種災害に対処できる全ての設備をいう。)の点検整備をする。



- ウ 施設内の警戒を厳重にする。
- エ 危険物の集荷の中止、移動搬出の準備、浮上、流出、転倒の防止及び防油堤の措置をとる。

(2) 災害発生の場合の措置

- ア 消防団及びその他の関係機関への通報。
- イ 消防設備（(1)のイ）を使用し災害の防除に努める。
- ウ 危険物施設等における詰替、運搬等の取扱いを禁止し、災害の拡大誘発の防止に努める。
- エ 消防団及びその他関係機関を迅速に誘導し、災害の防除に努める。
- オ 災害の拡大に伴って、付近の状況等により、避難等の処理をなし、被害を最小限度に押さえるように努める。
- カ 災害の拡大や危険物等により、住民の避難を要するような場合には、風向・風速等の気象データを鹿児島地方気象台に依頼する。

2 高圧ガスの保安対策

施設の管理者は、現場の消防団・警察等と連絡を密にして速やかに次の措置を講ずる。

(1) 災害事故の急報及び現場措置

ア 通報

事故の当事者又は発見者等は、事故の大小にかかわらず、事故発生を消防団、警察に連絡する。連絡を受けた消防団、警察は、事故現場に出動するとともに、関係先に連絡する。

イ 現場緊急措置

それぞれのガスの性質に応じた措置を行うとともに、必要に応じて次の対策を行う。

- (ア) 初期消火、漏洩閉止等の作業
- (イ) 付近住民への通報
- (ウ) 二次災害防止措置（火気の使用停止、ガス容器の撤去、退避、交通制限等）
- (エ) その他必要な措置（消火、除害、医療、救護）

ウ 防災事業所

通報及び出動要請を受けた場合は直ちに現場へ出動し、消防団、警察等の防災活動に対し協力助言を行う。

(2) 通報の内容

通報するときの内容は次のとおりである。

- ア 事故発生場所・日時
- イ 現場（通報時の実情と、とっている措置）
- ウ 被害の状況
- エ 原因となったガス名
- オ 応援の要請、その他必要事項

### 3 火薬類の保安対策

施設の管理者は、現場の消防団、警察等と連絡を密にし、速やかに次の措置を講ずる。

- (1) 保管又は貯蔵中の火薬類を安全地域に移す余裕のある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張人をつけて、関係者以外の者が近づくことを禁止する。
- (2) 道路が危険であるか、又は搬送の余裕がない場合には、火薬類を付近の水槽等の水中に沈める等安全な措置を講ずる。
- (3) 搬出の余裕がない場合には、火薬庫にあつては、入口、窓等を目塗土等で完全に密閉し、木部には注水等の防火措置を講じ、かつ、必要に応じて住民に避難するよう警告する。

### 4 電気の保安対策

台風、火災、その他の非常災害時には支持物の倒壊、電線の断線等の事態が発生するおそれがあるので次のような措置を行い危険箇所の早期発見に努める。

- (1) 災害発生時は直ちに電気工作物の非常巡視を行い、危険箇所の早期発見に努める。
- (2) 危険箇所を発見した場合には、直ちに送電を中止するよう電気設備の施設関係者に連絡し、公衆に対する危険の標示、接近防止の措置を行う。
- (3) 出火のあった場合は、直ちに現場に急行し、現場の警察、消防関係者と緊密に連絡し、近傍電気工作物の監視を行うとともに、必要に応じ電気設備の施設者に対する送電の停止又は電気工作物の撤去等危険防止の措置を速やかに行うよう警告する。

## 第2 活動体制の確立

「第3部 第1章 第1節 応急活動体制の確立」参照

## 第3 広域的な応援体制の整備

「第3部 第1章 第4節 広域応援体制」参照

## 第4 被害情報の報告

### 1 事業者

大規模な危険物等災害が発生した場合は、被害の状況、応急対策の活動体制等を速やかに県、消防団、警察及び防災関係機関に連絡するものとする。

### 2 県

県は、事業者等から受けた情報を村、関係機関等へ連絡する。

### 3 村

村は、当該区域内に被害が発生したときは、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの被害情報を県に報告する。

## 第5 救助・救急、医療及び消火活動の整備

### 1 救助・救急活動の整備

「第3部 第2章 第7節 救助・救急」参照

### 2 医療活動の整備

「第3部 第2章 第10節 緊急医療」参照

### 3 消火活動の整備

「第3部 第2章 第5節 消防活動」参照

## 第6 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

「第3部 第2章 第9節 緊急輸送」参照

## 第7 避難収容活動

### 1 避難誘導の実施

「第3部 第2章 第6節 避難の勧告・指示、誘導」参照

### 2 避難場所

「第3部 第3章 第1節 避難所の運営」参照

### 3 要配慮者への配慮

「第3部 第2章 第11節 要配慮者への緊急支援」参照

## 第8 被災者等への的確な情報伝達活動

「第3部 第2章 第3節 広報」参照

## 第4章 林野火災対策

火災による広範囲にわたる林野の焼失等といった林野火災に対し、防災関係機関がとるべき対策を定める。

### 第1節 予防対策

【関係機関：鹿児島県・鹿児島森林管理署・各関係機関】

【十島村：土木交通課・消防団】

#### 第1 広報活動の充実

国、県、村及び消防団は、森林保有者、林業労働者、付近住民及び森林レクリエーション等の森林使用者等を対象に広報活動を実施することとし、立看板・防火標識の設置や広報紙による広報等有効な手段を通じて、林野火災予防思想の普及、啓発に努める。

#### 第2 予防体制の強化

- 1 国は、国有林野における事業及び一般入山者による出火の防止のため監視を強化する。
- 2 県は、森林保全巡視指導員を配し、巡視及び監視を行い、村・消防団等と常に連携を火災予防に努める。
- 3 村は、乾燥・強風等の気象状況に留意し、森林法に基づく火入れの規制を適切に行うものとする。また、気象状況等が、火災予防上危険であると認めるときは、地区住民及び入山者に対し火災に関する警報の発令及び周知等必要な措置を講じる。
- 4 森林保有者、地域の林業関係団体は、自主的な森林保全管理活動を推進するよう努める。

#### 第3 防災組織の育成

村等防災関係機関は、森林所有者による自主的な予防活動の組織を育成強化するものとする。

#### 第4 予防施設、防災資器材の整備

- 1 国は、国有林に係る防火帯及び林道の整備保全等を行う。
- 2 県は、大規模な林野火災に対処するため、空中消火用資器材を整備するものとする。
- 3 村は、林野火災用消防水利及び消防施設の整備に努めるものとする。

## 第5 情報の収集・連絡手段の整備等

- 1 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制を整備する。
- 2 災害時における緊急連絡体制を確保するため、平常時から通信設備の整備、充実に努める。

「第2部 第2章 第2節 通信・広報体制の整備計画」参照

## 第6 防災組織の整備

- 1 応急活動実施体制の整備
- 2 防災組織相互の連携体制の整備

- 3 広域応援体制の整備

「第2部 第2章 第1節 防災組織の整備」参照

## 第7 緊急輸送活動の整備

「第2部 第2章 第7節 交通確保体制の整備」参照

## 第8 避難活動の整備

「第2部 第2章 第5節 避難体制の整備」参照

## 第9 防災訓練の実施

- 1 事故発生時、機関相互の連携が的確になされるよう、防災訓練を実施する。
- 2 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

## 第2節 応急対策

**【関係機関：鹿児島海上保安部・鹿児島県・鹿児島森林管理署・鹿児島中央警察署・鹿児島県医師会・各関係機関】**

**【十島村：土木交通課・消防団】**

林野火災が発生した場合、迅速かつ的確に被災者の救助や火災拡大防止措置を講ずる必要がある。

関係機関は、連携を密にして、組織的に対処し、住家被害及び森林資源の消失等の軽減を図る。

### 第1 活動体制

- 1 現場指揮本部等の設置

火災通報を受けた村等は、現場指揮本部を設置し、関係機関と連携して防ぎよに当たるとともに、状況把握を的確に行い、他市町村等への応援出動要請の準備を行う。

また、県は、県内において大規模な林野火災により、重大な災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるときは、災害対策本部を設置し、総合的な災害応急対策を実施する。

## 2 空中消火体制

県は、消防団による消火が困難と判断するときは、消防・防災ヘリコプター等による空中消火体制をとる。

## 3 通信連絡体制

村は、火災を発見した者から通報を受けた場合は、速やかに、県、関係機関等に通報する。鹿児島森林管理署、県及び村等は相互に情報交換等を行う。

## 4 災害情報の収集・連絡体制の整備

「第3部 第2章 第2節 災害情報・被害情報の収集・伝達」参照

## 第2 関係機関の業務分担

関係機関の業務分担は、おおむね次のとおりである。

関係機関	実施事項
鹿児島森林管理署	(1) 国有林に係る火災対策の総括的な業務 (2) 国有林に係る火災の関係機関への情報伝達 (3) 国有林に係る火災の関係機関への協力要請 (4) 国有林内への立入り制限、火の使用制限等 (5) 国有林に係る火災関係情報の広報
消防団	(1) 火災対策の総括的な業務 (2) 救難及び捜索、消火・延焼防止作業 (3) 関係機関への情報伝達 (4) 関係機関への協力要請 (5) 立入り制限、火の使用制限等 (6) 火災関係情報の広報 (7) 避難所の設置及び運営 (8) 広域応援
鹿児島海上保安部	(1) 被害規模に関する総括的な情報等の連絡 (2) 救護班の緊急輸送
陸上自衛隊 第12普通科連隊	(1) 災害状況等情報の収集、通報 (2) 救難及び捜索、消火・延焼防止作業 (3) 防災資器材の輸送 (4) 付近住民の避難に必要な支援
海上自衛隊	(1) 災害状況等情報の収集、通報

関係機関	実施事項
第1航空群	(2) 避難及び捜索、消火・延焼防止作業 (3) 防災資器材の輸送
鹿児島県	(1) 関係市町村に対する情報の伝達及び応急対策上必要な指示 (2) 消防・防災ヘリコプターによる空中消火、避難誘導等 (3) 応援要請 (4) 被害状況の取りまとめ
鹿児島中央警察署	(1) 警備活動 (2) 災害状況等情報の収集 (3) 救出救助活動 (4) 避難誘導等
鹿児島県医師会	負傷者の収容及び手当

### 第3 広域的な応援体制の整備

「第3部 第1章 第4節 広域応援体制」参照

### 第4 救助・救急、医療及び消火活動の整備

#### 1 救助・救急活動の整備

「第3部 第2章 第7節 救助・救急」参照

#### 2 医療活動の整備

「第3部 第2章 第10節 緊急医療」参照

#### 3 消火活動の整備

「第3部 第2章 第5節 消防活動」参照

### 第5 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動の整備

「第3部 第2章 第9節 緊急輸送」参照

### 第6 避難収容活動の整備

#### 1 避難誘導の実施

「第3部 第2章 第6節 避難の勧告・指示、誘導」参照

#### 2 避難場所

「第3部 第3章 第1節 避難所の運営」参照

#### 3 要配慮者への配慮

「第3部 第2章 第11節 要配慮者への緊急支援」参照

## 第7 被災者等への的確な情報伝達活動の整備

「第3部 第2章 第3節 広報」参照

## 第8 施設設備の応急復旧及び二次災害の防止活動

- 1 県、村及び関係機関は、それぞれの所管する施設・設備の緊急点検を実施し、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行う。
- 2 国、県及び村は、林野火災により荒廃した地域の下流域において、降雨等による土砂災害など二次災害の危険性について点検を実施するとともに、緊急性の高い箇所については、応急対策を行う。